

札幌大学経営学部附属産業経営研究所規定

(目的及び名称)

第1条 本学経営学部に、産業経営に関する研究調査を行い、学術の向上と社会の発展に寄与するため、札幌大学経営学部附属産業経営研究所（以下「本研究所」という）を設置する。

(事業)

第2条 本研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 経営実態の総合的研究及び調査
- (2) 研究員による研究活動及びその助成
- (3) 研究員の研修
- (4) 産業経営に関する資料の蒐集
- (5) 機関誌、研究、叢書、その他の出版物の刊行
- (6) 外部機関からの委託研究
- (7) 研究会、講習会等の開催
- (8) 特別指導室の設置
- (9) その他必要な事業

(研究所長)

第3条 本研究所に研究所長を置き、本学経営学部教授をもって充てる。

2. 研究所長は、本研究所を代表し、これを統括する。
3. 研究所長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(運営委員会)

第4条 本研究所に運営委員会を置き、研究所長及び若干名の委員によって構成する。

2. 運営委員会は必要に応じ研究所長の招集により開催する。
3. 運営委員会は次の業務を行う。
 - (1) 第2条に定める事業に関する事項
 - (2) その他本研究所の運営に関する事項
4. 運営委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(研究員)

第5条 本研究所の研究員は、本学経営学部専任教員をもって充てる。

(顧問)

第6条 本研究所は若干名の顧問、客員研究員を置くことができる。

(委嘱)

第7条 本研究所に研究所長を置き、運営委員、研究員、及び顧問、客員研究員は学長が委嘱する。

(特別指導室)

第8条 本研究所に特別指導室を設置する。

2. 特別指導室については別に定めるところによる。

(会計)

第9条 本研究所は次の収入をもって運営する。

- (1)大学の予算によって定めた研究所費
- (2)寄付金
- (3)委託研究費
- (4)その他の収入

(事務)

第10条 本研究所の事務は、本学事務局において行う。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、本学理事会において行う。

付 則 1. 本規程は、昭和 54 年 11 月 1 日から実施する。

札幌大学経営学部附属産業経営研究所研究員名簿

(○印運営委員)

所長	佐藤 郁夫	所員	千葉 博正
所員	浅見 吏郎		陳忠徳
	今井 敏勝		豊田 太郎
	荒川 淳三	鶴	日出郎
○伊藤 公紀		中本 和秀	
内田 一秀		○中山 健一郎	
○大森 義行		菱村 寿夫	
○汪志平		○日向 啓爾	
○小川 正博		前林 和寿	
尾田 智彦		三上 勝生	
小野 保之		三須拓也	
久保田 敏夫		宮腰 昭男	
小山 修		○宮下 真一	
酒井 春樹		明泰淑	
鈴木 正子		○八鉢幸信	
佐藤 芳次		山内 和幸	
篠崎 恒夫		○山本 敦一	
高石 克美		山本 裕一	